

福井県医療機関等における生産性向上・職場環境整備等支援事業 給付金 交付事務マニュアル

福井県医療機関等における生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金 交付事務マニュアル
には、申請要件や注意事項等が記載されています。必ず下記を熟読し、全ての内容に同意したうえで申請ください。

1 受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年12月31日（水）まで

2 受付方法

【郵送で提出する場合】

（宛先）〒910-8799

福井中央郵便局留め

福井県医療機関等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金申請事務局 宛

※令和7年12月31日（水）の消印有効です。

- ・郵送する際、封筒裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。
- ・送料は申請者側でご負担願います。
- ・簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送をお願いします。

【電子メールで提出する場合】

（宛先）seisansei@bsec.jp

※令和7年12月31日（水）までのメール受信が有効です。

3 問合せ先

ご不明な点は下記へお問合せください。

福井県医療機関等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金申請事務局

（電 話）070-3245-7680

（受付時間）平日9:00～17時まで

※土、日および祝日、12月29日～1月2日は除きます。

4 申請要件

福井県医療機関等における生産性向上・職場環境整備等支援事業の申請要件は、次の全ての申請要件を満たす事業者とします。

- ① 福井県医療機関等における生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金交付要領の内容の全てについて同意していること。
- ② 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）および訪問看護ステーションであること。
- ③ 当該給付制度の申請を行う経費について、国や県など他の補助制度等の支援を受けていないこと。 事業実態を示す書類（現金出納簿など）の提出を求めた場合は、これに必ず応じること。
- ④ 給付金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑤ 給付金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑥ 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。
- ⑦ 「6 不正受給（2）不正受給の例」に記載のような不正の疑いがある場合には、警察当局等に情報提供を行うことに同意すること。

5 申請手続き等

（1）申請書類

- ・ 福井県医療機関等における生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金交付要領別表2に定める書類を指定の宛先に提出してください。

必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

- ・ また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、給付金の支給までに時間を要することもあります。

なお、申請書類は返却しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

（2）支給の決定

- ・ 申請書類を受理した後、その内容を審査の上、給付金の支給の可否を決定し、支給または不支給に関する通知を送付します。
- ・ 支給を決定した場合は、支給決定後30日以内に給付金を支給します。
- ・ 支給額は「5 給付金の支給額」になります。

6 給付金の支給額

対象施設	支給額
病院 有床診療所（5床以上）	4万円／床×病床数
有床診療所（4床以下）	18万円／施設
無床診療所（医科、歯科） 訪問看護ステーション	18万円／施設

※病床数は交付申請時の許可病床数とします。

7 不正受給

（1）不正受給について

- ・給付金の不正受給は犯罪です。不正受給については、警察当局と連携し、厳正に対処します。
- ・不正受給と判断された場合、受給済の給付金に加え、返還日までの民法404条に基づく延滞金および給付金と同額を返還請求します。

（2）不正受給の例

- ① 「3 申請要件」を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。
- ② 事業継続する予定が無い（廃業を決めている）にもかかわらず申請する。
- ③ 事業を実施していないにもかかわらず申請する。
- ④ 給付金受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあったにもかかわらず拒否する、または県からの電話連絡に出ない。
- ⑤ 給付金受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあった際に、給付金受給時には同意していた交付事務マニュアルの内容について異議を申し立てる。
- ⑥ 給付金受給後に申請要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、返還に応じない。

8 その他

- ・ 不正受給や、申請内容に不正の疑いがある場合は、警察当局等に情報提供を行います。
- ・ 支給の決定後に、申請要件に該当しない事実が発覚した場合は、支給の決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。この場合、申請者は、給付金を返金するとともに、返還日までの民法404条に基づく延滞金を支払うことになります。
- ・ 申請書類の内容確認または不備等に関する書類の再提出にかかる依頼については、申請書に記載した連絡先に電話等により連絡させていただきます。申請書類を受理してから2週間経過しても、電話等による連絡が一切取れない場合には、給付金の申請を取り下げたものとみなし、申請書類を返送させていただく場合があります。また、上記の依頼に応じていただけない場合についても、給付金の申請を取り下げたものとみなし、申請書類を返送させていただく場合がありますのでご了承ください。

- 申請書類の不備等、再提出にかかる送料も申請者の負担になりますので、申請書類に不備が無いようご提出願います。また、再提出した書類を審査した結果、給付金を支給しない旨を決定する場合がありますが、書類の再提出にかかる送料をはじめ、申請にかかる送料は、全て申請者の負担になりますのでご了承ください。
- 行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法で禁止されていますのでご注意ください。